

(19)日本国特許庁 (J P)

(12) 特 許 公 報 (B 2)

(11)特許番号

第2836284号

(45)発行日 平成10年(1998)12月14日

(24)登録日 平成10年(1998)10月9日

(51)Int.Cl. <sup>6</sup>	識別記号	F I
G 0 6 F 17/60		G 0 6 F 15/21 3 4 0 D
19/00		G 0 7 D 9/00 4 3 6 Z
G 0 7 D 9/00	4 3 6	G 0 6 F 15/30 Z
G 0 7 F 7/08		3 5 0 A
		G 0 7 F 7/08 R

請求項の数 2 (全 5 頁)

(21)出願番号	特願平3-107133	(73)特許権者	000002945 オムロン株式会社 京都府京都市右京区花園土堂町10番地
(22)出願日	平成3年(1991)5月13日	(72)発明者	見市 訓宏 京都市右京区花園土堂町10番地 オムロン株式会社内
(65)公開番号	特開平4-336376	(72)発明者	久野 敦司 京都市右京区花園土堂町10番地 オムロン株式会社内
(43)公開日	平成4年(1992)11月24日	(74)代理人	弁理士 小森 久夫
審査請求日	平成10年(1998)2月9日	審査官	相田 義明
		(56)参考文献	特開 平1-269199 (J P, A) 特開 昭61-226875 (J P, A) 特開 昭60-17558 (J P, A) 特開 昭62-57061 (J P, A)

最終頁に続く

(54)【発明の名称】 取引処理システム

(57)【特許請求の範囲】

【請求項1】少なくとも顧客識別データを記憶した取引媒体と、この取引媒体を受け付けて取引を処理する取引処理装置と、この取引処理装置から送られてきた取引データを管理するホスト装置と、を有する取引処理システムであって、  
前記ホスト装置は、各顧客の管理用端末装置の識別番号を記憶する識別番号記憶手段と、前記取引処理装置から取引データが送られてきたとき、その顧客の管理用端末装置に前記取引データを送信する手段と、を備えた取引処理システム。

【請求項2】少なくとも顧客識別データおよび管理用端末装置の識別番号を記憶した取引媒体と、この取引媒体を受け付けて取引を処理し、取引処理のうち、その顧客の管理用端末装置に取引データを送信する

手段を備えた取引処理装置と、を有する取引処理システム。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【産業上の利用分野】この発明は、主としてクレジットカードを使用する取引処理システムに関し、特に、顧客本人以外の口座から取引代金の引き落としが行われるクレジットカードの管理方式に関する。

【0002】

【従来の技術】クレジットカードによる取引システムは、取引時には代金を支払わず、後に所定の銀行口座から一括して取引代金を引き落とすものである。引き落とし用の銀行口座は必ずしも顧客本人名義である必要はない。また、1つのクレジット契約で複数枚のクレジットカードが発行される場合がある。いわゆる本人カードと

ファミリーカードといわれるもので、契約者とその家族が使用可能なカードである。

【0003】

【発明が解決しようとする課題】このように、引き落とし銀行口座の名義人以外の者がクレジットカードを用いて取引できるようにした場合、口座名義人は引き落とし直前に一括請求書が郵送されてくるまでの程度クレジットカードが使用されたかがわからない欠点があった。このため、家族によるクレジットカードの使いすぎや、ファミリーカードが紛失などによって不正使用されたことに気付くのが遅れるという欠点があった。

【0004】この発明は、取引ごとに口座名義人などの管理者に対して取引データを知らせることによって上記問題点を未然に防止した取引処理システムを提供することを目的とする。

【0005】

【課題を解決するための手段】この出願の請求項1の発明は、少なくとも顧客識別データを記憶した取引媒体と、この取引媒体を受け付けて取引を処理する取引処理装置と、この取引処理装置から送られてきた取引データを管理するホスト装置と、を有する取引処理システムであって、前記ホスト装置は、各顧客の管理用端末装置の識別番号を記憶する識別番号記憶手段と、前記取引処理装置から取引データが送られてきたとき、その顧客の管理用端末装置に取引データを送信する手段と、を備えている。

【0006】この出願の請求項2の発明は、少なくとも顧客識別データおよび管理用端末装置の電話番号を記憶した取引媒体と、この取引媒体を受け付けて取引を処理し、取引処理ののち、その顧客の管理用端末装置に取引データを送信する手段を備えた取引処理装置と、を有する。

【0007】

【作用】請求項1の取引処理システムは、取引を管理するホスト装置に管理用端末装置の識別番号を記憶した。管理用端末装置の識別番号は、例えばその取引金額が引き落とされる銀行口座の名義人などの電話端末装置の電話番号である。管理用端末装置としてはパーソナルコンピュータ、ファクシミリ、録音機能付きの電話機（留守番電話）であればよく、また、通常の電話機でも使用可能である。取引を処理したときその取引処理装置はホスト装置に取引データを送信する。ホスト装置が管理用端末装置に対してその取引データを送信する。取引データは管理用端末装置の種類に応じて、デジタルデータ、文字の線画データまたは合成音声の何れかを選択すればよい。以上の動作により、取引媒体を使用した取引データを管理者に対して速やかに告知することができる。

【0008】請求項2の取引処理システムは、顧客が所持する取引媒体のいずれかに管理用端末装置の識別番号

を記憶した。取引を処理したときその取引処理装置が管理用端末装置に対してその取引データを送信する。

【0009】なお、全ての取引に関して取引データを送信してもよく、取引金額が一定以上の取引についてのみ送信するようにしてもよい。

【0010】

【実施例】図1はこの発明の実施例である取引処理システムの構成を示す図である。このシステムはクレジットカード5による取引を処理するシステムである。全取引を管理するホスト装置1と各店舗に設置される端末装置（CAT端末装置）10とが公衆電話回線で接続され、さらにホスト装置1は契約者の管理用端末装置11、12と接続される。同図においては店舗2を1つのみ示しているがホスト装置1に対して店舗2は複数存在している。各店舗に設置されるCAT端末装置10にはハンドスキャナであるカードリーダ10aが設けられている。顧客はクレジットカード5を所持している。顧客がこのクレジットカードで取引しようとする場合には、店舗の係員はそのクレジットカードをカードリーダ10aに差し込んでスキャンし、そのデータを読み取る。

【0011】図2にクレジットカード5に形成されている磁気ストライプの構成を示す。磁気ストライプ50にはクレジット会社のコードである会社コード51、この顧客の識別番号である顧客コード52、暗証番号53が記憶されている。顧客コード52の最下位ビットは口座名義人本人のカード（本人カード）であるか家族会員のファミリーカードであるかを識別するための識別ビット52aである。またこの磁気ストライプには予備エリア54が設けられている。後述の第2実施例においてはこの予備エリアに電話番号記憶エリア54aが設定される。

【0012】また、ホスト装置1にはクレジットカード5を所持する全ての顧客に関するファイルが設定されている。そのファイルには一定期間の取引データが蓄積記憶されるとともに、各顧客の管理用端末装置の電話番号が記憶されている。ここで、管理用端末装置とは、通常は、クレジットカードによる取引代金の引き落としが行われる銀行口座の口座名義人が管理する電話機（ファクシミリ、パーソナルコンピュータを含む）である。ホスト装置1はこれら管理用端末装置に対して取引データを送信するが、送信されるデータの形式は、管理用端末装置の種類によって自動的に変換される。すなわち、ファクシミリの場合には取引内容を印刷するための画像データに構成され、電話機（自動録音機能付き電話機を含む）の場合には取引内容が音声合成される。また、管理用端末装置がパーソナルコンピュータの場合には、取引内容をデジタルデータの電文に編集して送信する。

【0013】図3は前記ホスト装置1と店舗のCAT端末装置10、口座名義人の自宅に設置される管理用端末装置11（12）間の交信手順を示す図である。店舗に

においてC A T 端末装置 1 0 にクレジットカードがスキャンされると、ホスト装置 1 に回線を接続して顧客コード、取引額データ、暗証番号等のデータを電送する。ホスト装置 1 においてはこれらのデータでファイルを検索し取引可能であるか否かを判定する。取引が可能であればC A T 端末装置 1 0 に対して有効回答を返信する。有効回答を受け取ったC A T 端末装置 1 0 では回線を解放しレシートを発行するなどの処理を行って取引を終了する。一方、ホスト装置 1 ではC A T 端末装置 1 0 との回線を解放したのち、そのカードの管理用端末装置の電話番号を検索して電話回線を接続し、その管理用端末装置に対して取引の日付、金額、品目、カード使用者等のデータを電送する。電送ののち回線を解放する。管理用端末装置が通常の電話機であった場合には自宅に管理者がいた場合のみこの伝送が可能となるが、自動録音付き電話機いわゆる留守番電話の場合にはこの内容を録音しておくことができる。また、ファクシミリ装置の場合にはデータ印字用の画像データを送信すればよい。また、パーソナルコンピュータの場合にはいわゆるパソコン通信を用いてデジタルデータを伝送する。

【0014】図4は管理用端末装置がデータ処理機能を備えたパーソナルコンピュータなどである場合における受信動作を示したフローチャートである。取引データを受信すると(n1)、その取引データが所定金額を超えるものであるか否かを判断する(n2)。所定金額を超えるものであれば警告の内容を含む印刷を行い(n4)、そうでない場合には取引履歴のみを印字する(n3)。

【0015】図5は管理用端末装置からホスト装置に対してオンラインでカードの取引停止を要求する場合のフローチャートを示す。この場合、管理用端末装置としてはプッシュボタン式電話機やパーソナルコンピュータを用いることができる。まず、ホスト装置1と公衆電話回線を接続し(n5)、取引停止ファイルに対して登録を要求する入力を行う(n6)。この入力はたとえば所定の数値と#キーのシーケンス入力等に定めておくことができる。次にその取引の停止を要求するカードナンバーの入力を行う(n7)。この場合、そのカードの取引の停止を要求する権原のある者(契約者本人:口座名義人)であることを証明するため、本人カードの暗証番号等とともに入力するようにしてもよい。登録ののち回線を解放する(n8)。このようにすることにより、家族カード等の使用状態が正常でないときには即座にその取引を停止することができる。

【0016】以上の実施例ではホスト装置1に電話番号を記憶しておき、ホスト装置から管理用端末装置に電話をかけるようにしたが、クレジットカードに管理用端末装置の電話番号やその端末装置の種類等を記憶しておき、取引を行った取引処理用端末装置から直接管理用端末装置に電話をかけるようにしてもよい。このような実

施例を図6、図7に示す。

【0017】図6はこの発明の実施例である取引処理システムの構成を示す図である。このシステムに用いられるC A T 端末装置 2 1 はホスト装置 2 0 以外にクレジット契約者の管理用端末装置 1 1, 1 2 等に電話をかける機能を備えている。また、このC A T 端末装置 2 1 で使用されるクレジットカード5は、上記図2の電話番号記憶エリア54aに管理用端末装置の電話番号を記憶している。C A T 端末装置 2 1 は、公衆電話回線を介して取引データをホスト装置 2 0 に電送するとともに、クレジットカード5から読み取った電話番号により管理用端末装置 1 1, 1 2 に電話をかけて取引データを電送する。

【0018】図7は上記C A T 端末装置 2 1 とホスト装置 2 0、管理用端末装置(電話機)11との交信手順を示す図である。店舗においてC A T 端末装置 2 1 にクレジットカードがスキャンされると、ホスト装置1に回線を接続して顧客コード、取引額データ、暗証番号等のデータを電送する。ホスト装置においてはこれらのデータでファイルを検索し取引可能であるか否かを判定する。取引が可能であればC A T 端末装置 2 1 に対して有効回答を返信する。有効回答を受け取ったC A T 端末装置 2 1 ではホスト装置 2 0 との回線を解放しレシートを発行するなどの処理を行って取引を終了する。この後このC A T 端末装置 2 1 は、クレジットカードから読み取られた電話番号に基づいて管理用端末装置と電話回線を接続し、その管理用端末装置に対して取引の日付、金額、品目、カード使用者等のデータを電送する。電送ののち回線を解放する。

【0019】このような構成のシステムでは、各C A T 端末装置にデータ編集機能やファックス機能、音声合成機能等が必要となるが、ホスト装置の仕様を変更する必要がないという利点がある。

【0020】なお、上記2つの実施例では取引に用いたクレジットカードが本人カードであるかファミリーカードであるかの区別をしていないが、ファミリーカードの取引データのみを管理用端末装置に送信するようにすることも可能である。

【0021】

【発明の効果】以上のようにこの発明の取引処理システムによれば、取引媒体を使用する者とその取引を管理する者とが別の場合でも、管理者は常にその取引媒体の使用状況を把握しておくことができ、異常な使用状態になったときには速やかな対応をとることができる利点がある。

【図面の簡単な説明】

【図1】この発明の実施例である取引処理装置の構成を示す図、

【図2】同取引処理システムで用いられるクレジットカードの磁気データの構成を示す図、

【図3】同取引処理システムにおける処理手順を示す図、

【図4】同取引処理システムの管理を端末装置の動作を示すフローチャート、

【図5】同取引処理システムの管理を端末装置の動作を示すフローチャート、

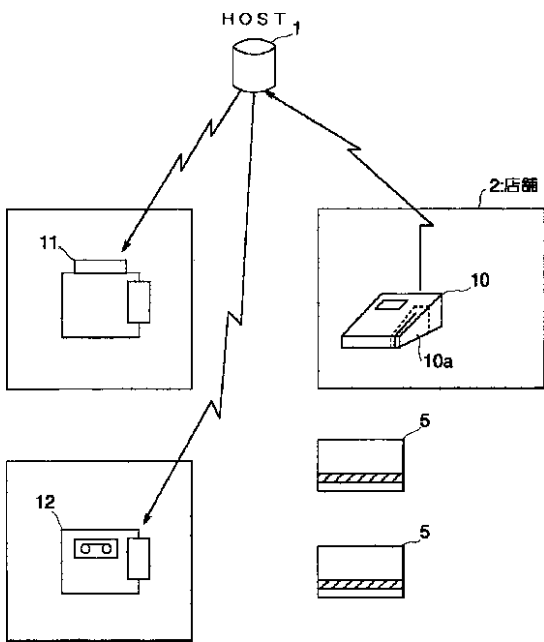
【図6】この発明の他の実施例の構成を示す図、

【図7】同他の実施例の処理手順を示す図である。

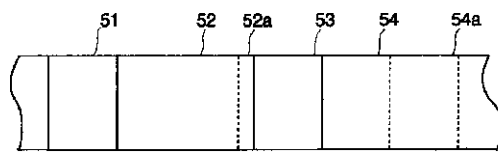
【符号の説明】

1 - ホスト装置、10 - 取引端末装置、11 - ファクシミリ装置、12 - 電話機、5 - クレジットカード、54 a - 電話番号記憶エリア。

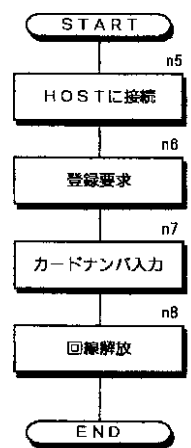
【図1】



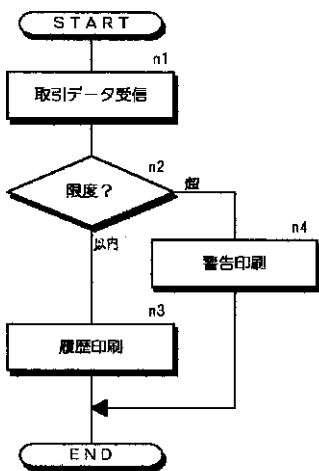
【図2】



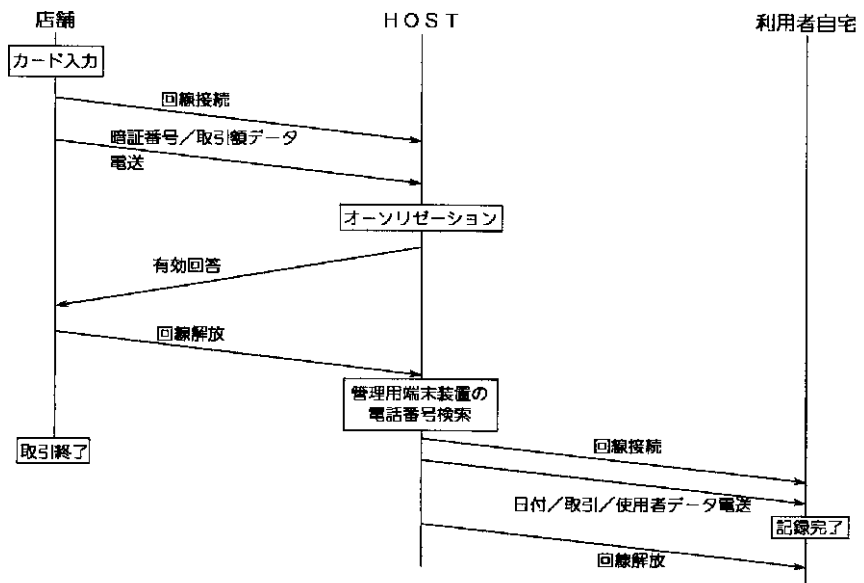
【図5】



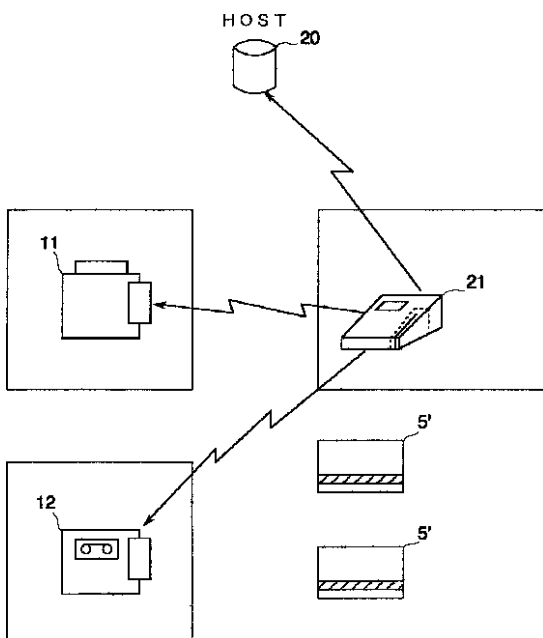
【図4】



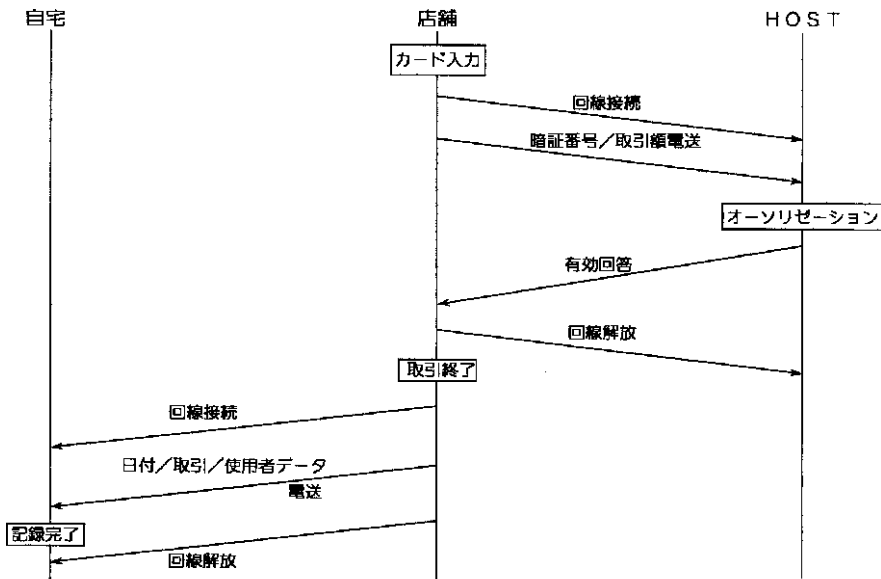
【図3】



【図6】



【図7】



フロントページの続き

(58)調査した分野(Int.Cl.6, DB名)

G06F 17/60

G06F 19/00